

生活保護費返還の不服申立で採決



福祉事務所長の決定を市長が取消す

米原市民報

日本共産党米原市議団
清水隆徳Tel52-1969
藤田正雄Tel55-1128
太田幸代Tel54-2286

http://www.jcp-maibarashigidan.com

9月7日から一般質問が開始されました。日本共産党議員団からは4番目で藤田議員が一般質問がなされました。今回は生活保護費の78条返還をめぐる不服申し立てに「取消」という市長裁定がなされたことについて一般質問を行われました。当局は「個別事案には、答弁しない」との不誠実な立場でしたが、市長は「市民の立場に立ち誤りは誤りとして正さなければ」との回答でした。回答詳細は後日。

藤田議員の一般質問

1、米原市の生活保護行政のあり方について問う。

生活保護をめぐる状況は、国会での生活保護受給者に対するパッシングから厳しさを増しています。その中

身は生活保護費が削減され、また一方では生活保護の適正化という名目で、調査権限を強化し、一方的に不正受給として、生活保護費の返還が全国的に行われていることは、周知の事実です。これらの生活保護行政が米原市において、どのように運用されているのか、質問します。

第1問、平成27年度定期監査報告によりますと、平成25年度末の生活保護費返還金未収額は31件、4人、30万円程度だったものが平成26年度末には1,053件、35人、約1千5百万円に大きく膨らんでいます。27年度末では若干少なくなっていますが、それでも1千3百万円とほとんど変わっていません。平成26年度にこのように生活保護費返還金の未収入が急激に増えた理由について、回答ください。

第2問、生活保護費の返還金については、生活保護法63条（窮迫の事情）の返還と78条（不正な手段で保護費受給）の返還がありませんが、平成26年度の生活保護費の返還金について適用条文別の内訳を教えてください。

第3問、私が相談を受け

たケースでは、不服審査請求がされましたが、そのような手続きについて十分な説明がなされているとお考えですか。現在、未納のケース、また返還金が生活保護費から強制的に天引きされるケースがありますが、十

同じ不服申立に却下と取消

第4問、私の相談を受けたケースの場合は、主には高校生の方のアルバイトをめぐって、平成26年12月と平成27年3月の2件の生活保護法78条の返還金の請求についての不服審査の申立を福祉事務所の上級庁である米原市長に提出されています。わたしの知る限りでは、平成26年12月の返還金については不服申立の期限が期間を過ぎていたの理由で却下されています。平成27年3月の返還金については、米原市長の採決の結果は生活保護法78条の生活保護返還請求について取消すという採決がなされたという聞いていますが、それで間違いはないですか。

第5問、米原市長によって生活保護法78条の取り消しという採決がされた理由について、簡潔に説明ください。

第6問、このような事案

雑感

先週号で太田議員の一般質問を8日1番（9時半）とお伝えしましたが、7日8番目に繰り上がってしまいました。申し訳ありませんでした。

9月4日に開催された米原革新懇の「自民党改憲草案を読む」の学習会は山脇先生の分かりやすい話で大変になりました。特にナチス・ドイツのヒトラーがどのようにして民主的と言われたワイマール憲法のもとで政権を獲得したのかは参考になりました。後日報告します。